

入学する中学校の変更をお考えの皆さまへ

福山市では原則、居住している学区の学校に入学することとなっていますが、入学する学校の変更を希望する制度として、「学校選択制度」と「指定学校変更申立」の2つの手続があります。変更を希望する理由がどちらに該当するか確認の上、手続を行ってください。(学区の学校に入学する場合は手続不要です。)

① 学校選択制度

【中学校】(福山中学校・広瀬学園中学校を除く。)

居住している学区の学校以外で教育内容や部活動等の特色をもとにその学校を希望する場合。

※生徒が自力で通学できること。(徒歩または自転車もしくは公共交通機関)

【義務教育学校】(鞆の浦学園・想青学園)

教育内容や部活動等の特色をもとに当該校を希望する場合。

※児童生徒が自力で通学できる(自転車による通学は後期課程の生徒に限る。)または、保護者の責任において送迎できること。

受付期間: 10月24日(金)から11月14日(金)まで

申請方法: 電子申請、郵送による申請、学事課(福山市役所13階)窓口での申請

実施要領等は学事課ホームページで確認できるほか、学事課、各支所市民サービス課(松永・北部・東部・神辺支所)、沼隈支所、新市支所、福山市立小学校・中学校・義務教育学校で配付します。



学校選択制度

② 指定学校変更申立 (受付開始: 10月1日(水)から)

やむを得ない事情により、居住している学区の学校に通えないため、それ以外の学校への就学を希望する場合。※許可基準を満たしている場合に限りです。

【許可基準の一部】(詳しくはホームページの指定学校変更申立許可運用基準を参照してください。)

就学希望校の学区に新築中・転居予定のため。近い将来転居することが確定しており、あらかじめ転居先の学区の学校に就学をする場合。(転居先住所の契約書等が必要。)

教育的配慮が必要と認められる場合。(所属している学校長等の意見書が必要。)

就学希望校に兄弟姉妹が在籍している場合。(生徒の入学時に卒業している場合は除く。)

受付場所: 学事課(福山市役所13階)、各支所市民サービス課(松永・北部・東部・神辺支所内)、沼隈支所、新市支所、内海支所



指定学校変更



■ ①に該当する場合

⇒ 学校選択制度を申請してください。

■ ②に該当するまたは①および②の両方に該当する場合

⇒ 指定学校変更申立を行ってください。



← 広瀬学園中学校を
お考えの方はこちら

通学区域(学区)の
確認はこちら→



■ 国立、県立、私立の学校に入学する場合

⇒ 入学決定後に区域外就学届の手続が必要です。
詳しくはこちら→



お問い合わせ先

学事課 ☎084-928-1169

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)